

(有)カネ秀カネシウに係る指導事項

1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守に対する確実な対応について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
4. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条及び運航基準第4条の2に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断の結果等を航海日誌に記録すること。
5. 船長は、安全管理規程第30条及び運航基準第10条に基づき、運航基準に定められた地点に達したとき、また、入港したときは、必ず事業所に連絡し、その内容を記録すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第41条に基づき、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、係留施設等について点検し、その結果を記録すること。
7. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、運航管理補助者等に対し、安全管理規程等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的を実施し、その概要を記録簿に記録すること。
8. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、事故処理に関する訓練を計画の上、年1回以上実施し、その概要を記録簿に記録すること。
9. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）を事業所に、容易に閲覧できるよう備え付けること。
10. 船長は、運航基準第11条に基づき、入港15分前になったときは、運航管理者又は運航管理補助者に、入港予定時刻等を連絡し、その内容を記録すること。

以上

(株)ツウセンに係る指導事項

1. 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守、今般の事故再発防止策の策定を含む重大な事故等に対する確実な対応について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 1 7 条及び第 1 8 条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、安全管理規程等について理解しやすい具体的な安全教育及び今般の事故を踏まえた事故処理に関する訓練を速やかに実施し、その概要を記録簿に記録すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
5. 船長は、安全管理規程第 4 0 条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署に連絡すること。連絡にあたっては、措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行うこと。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 4 5 条及び事故処理基準第 4 条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告すること。
7. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 4 7 条に基づき、運航管理補助者等に対し、安全管理規程等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的 to 実施し、その周知徹底を図ること。

以上